

2011/11/11

第4回DRP検討委員会

資料4

早川先生
丸山先生
JPNIC DRP 検討委員各位

いつもお世話になっております。日本知的財産仲裁センター（JIPAC）の弁護士の林いづみです。

11月1日のJIPAC運営委員会において、JP-DRP 手続規則改正に関して審議した結果、DRP 検討委員会に対する当センターの要望として事件管理者および事務局の要請・提案にかかる次の3点を決定しました。

つきましては、貴委員会においてJP-DRP 手続規則改正のご検討を頂きたく宜しくお願い申し上げます。

当事者に代表者資格証明書を提出させる根拠規定を加えることが望ましく、申立書添付資料について、手続規則第3条(b)xviとして「申立人が法人である場合には、代表者の資格を証明する公的証明書類（申立日前3か月以内の日付をもって証明されたもの）」と追加すること

同じく、答弁書添付資料について、手続規則第5条(b)として「登録者が法人である場合には、代表者の資格を証明する公的証明書類（申立日前3か月以内の日付をもって証明されたもの）」と追加すること

申立手数料の銀行振込みを申立書文書ファイルの電子メール送信やセンター事務局への書面到達の前に行う例が少なくなく、記帳による料金受領の確認や書証等の受領前に手続開始期限が始まってしまうため、方式審査の手配に苦慮する実態がある。よって、「料金の受領後3日（営業日）以内に申立書を登録者に送付する」旨を定める手続規則第4条(a)(c)を、たとえば「料金の受領の確認及び書面の受領後3日（営業日）以内」と改めること。

なお、 の改正が実現する場合には、当センターが定める手続補則第 3 条 b「本条(a) 4 項(i)に基づく書類」(副本添付を求める対象書類の定め) の次に「(手続規則第 3 条(b)xvi または第 5 条(b) に規定する証明書類を除く)」を追加する改正を行い、資格証明書の副本添付は不要とする旨を明らかにすること、を予定しています。

2 .

いずれも事務手続問題であるため、パネリストではなく、センター事務局側が統一的に取扱すべきと考えており、規則解釈の確認ないしは規則上の手当てについて、ご検討いただければ幸いです。

明日は宜しく願い申し上げます。

敬白

弁護士 林 いづみ